

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

家族介護者リフレッシュの会

家族を介護する方が日々の思いや迷いを共有してリフレッシュする会です。介護専門職員のアドバイスも聞くことができます。

日時 7月20日(木)午前10時～正午
会場 プリモホールゆとりぎ講座室1
対象 主に認知症の高齢者を介護している方

定員 10人(申込順)
申込み・問合せ 7月14日(金)午後5時までに、
電話 Eメールまたは応募フォームから、高齡福祉介護課介護予防・地域支援係(456)



※Eメールで申し込むときは、件名を「家族介護者リフレッシュの会」、本文に「氏名、年齢、住所、電話番号」を記載してください。

※Eメールで申し込むときは、件名を「家族介護者リフレッシュの会」、本文に「氏名、年齢、住所、電話番号」を記載してください。

あなたのちよとした応援が大きな力に 認知症サポーター養成講座参加者募集

認知症の方とその家族を地域で見守る認知症サポーターになりませんか。
日時 7月14日(金)午後7時～8時30分(受付は午後6時30分から)

会場 プリモホールゆとりぎ講座室1

対象 市内在住・在勤・在学で15歳以上の方(中学生を除く)
定員 15人(申込順)
講師 地域包括支援センターあかしあ キャラバンメイト

申込み・問合せ 7月11日(火)午後5時までに、電話、Eメールまたは応募フォームから、高齡福祉介護課介護予防・地域支援係(456)

※Eメールで申し込むときは、件名を「認知症サポーター養成講座申込」、本文に「氏名、年齢、住所、電話番号」を記載してください。

※Eメールで申し込むときは、件名を「認知症サポーター養成講座申込」、本文に「氏名、年齢、住所、電話番号」を記載してください。

税金

固定資産税のお知らせ

調査にご協力ください

新(増)築した家屋の調査

令和5年中に新築・増築した家屋を対象に調査を行います。固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。家屋の完成を確認次第、家屋調査の日程調整のながきを送付します。希望日時をお知らせください。

※車庫やサンルームなどを増築した場合

も課税の対象となる場合があります。
現地調査 適正な課税のため年3回、市内全域を巡回し、家屋の新築や滅失、土地の利用状況などを確認しています。

届け出・申告を
取壊し家屋(建物)の届け出 令和5年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合は、届け出をしてください。

登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記
○未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出
※取壊しの届け出がない場合、来年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。

住宅用地などの申告
市内に土地を所有していて、令和5年中に次に該当する方は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

○住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合
○住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合
○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合
○住宅を事業用家屋に用途変更した場合
○住宅を建て替えている場合

申告用紙のダウンロード
各種申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度
住宅の省エネ改修工事
平成26年4月1日以前に建築された住宅で、一定の省エネ改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税を減額します。

住宅のバリアフリー改修工事
新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税を減額します。

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から当該住宅に係る固定資産税を減額します。

いずれの制度も申告期限は改修工事が完了した日から3か月以内です。詳しくは市公式サイトをご覧ください。

問合せ 課税課資産税係(456)

問合せ 課税課資産税係(456)

市民税・都民税納税通知書を6月中旬に送付

市民税・都民税(住民税)は、毎年1月1日現在で住民登録している市区町村に、前年の所得をもとに算出された税額を納めていただく税金です。納期は年4回です。年金特別徴収の対象の方は、年6回に分けて年金から引落しとなります。

なお、会社を通じて特別徴収税額の決定通知書が届く方は、6月の給与から翌年5月の給与までに12回に分けて引落しとなります。

問合せ 課税課市民税係(462)

相談

高次脳機能障害の相談

脳卒中などの病気や交通事故にあつた後、「怒りっぽくなった」「今までできていたことができなくなってしまう」などの症状がありませんか。

これらの症状は、「高次脳機能障害」かもしれません。困りごとやこれからの生活のこと、社会資源の利用方法、医療機関の受診などについて、専門の相談員による個別相談を行っています。
日時 毎月第3火曜日の午後2時～

4時(予約制)

会場 市役所1階障害福祉課

申込み・問合せ 事前に電話または直接、障害福祉課障害者支援係(486)

人権・身の上相談

市では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が人権に関する相談を受けています。秘密は厳守します。不当な迫害・いじめなど、人権に関することで困っていることを、気軽に相談してください。

日時 毎月第3木曜日の午後1時30分～4時30分(予約制。定員：各日3人)
会場 市役所1階市民相談室

申込み・問合せ 事前に電話または直接、秘書広報課市民相談係(541)

登記相談

不動産の登記や土地の境界争議などに関する相談をすることができます。相談日の1か月前から予約を受け付けます。

日時 偶数月の第3火曜日 午後1時30分～4時30分(予約制。定員：各日6人)
会場 市役所1階市民相談室

申込み・問合せ 事前に電話または直接、秘書広報課市民相談係(541)

問合せ 納税課機動整理グループ(469)

未納の案内をする前に、AIが本人確認のため、生年月日を尋ねます。本人確認を取った後、納付済みか未納かを尋ねますので、未納の場合は納付の予定日を教えてください。分割納付を希望する場合は、納税課に連絡してください。

また、SMS(ショートメッセージ)を利用している方には、電話の後、SMSも送付します。

「AI コンシェルジュ」システムとは

主に地方公共団体向けに提供されている総合行政ネットワーク(LGWAN)を用いた、非常に安全性の高いシステムです。認識した音声テキストを、辞書やデータベースと連携して適切な回答に結び付け、音声合成で回答します。
※システムについて詳しくは、サービスサイトをご覧ください。



▲(株)TACTウェブサイト

【サービス提供者】 株式会社TACT (USEN-NEXT GROUP)

AIが電話で未納をお知らせします

5月15日から、国民健康保険税などに未納がある方に対して、電話自動案内システム「AI コンシェルジュ」が連絡をしています。「AI コンシェルジュ」は、AIが電話の声を聞き取って自動音声で案内します。

「AI コンシェルジュ」からの電話イメージ

AI phone call simulation graphic showing a tax collector and AI Conchellu. Includes text: 'こちらは羽村市役所納税課です。〇〇様であれば「はい」とお答えください。', '税金の納付が確認できておりません。お早めに納付をお願いいたします。納付いただける方は、納付の予定日をお答えください。', '5月末頃です', '納税者', 'AI コンシェルジュ', '納税案内 SMS 送信'

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。